個人市民税 申請により減免

個人市民税は、前年の所得に基づき課税をするため、失業などで所得が無くなった場合も課税されますが、次の要件に該当し、徴収猶予や納期限の延長などによっても支払いが困難であると認められる場合には、申請により減免を受けられます。

申請書の内容の審査・調査等の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が認める場合に減免が決定されます。

❶生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
❷失業、廃業などで所得が無くなったため、生活が著しく困難となった場合（退職の場合は、表の離職理由に該当する場合のみ）
❸学生および生徒（前年の合計所得金額が75万円以下）
❹災害により大きな損害を受けた場合（前年の合計所得金額が1千万円以下）
❺その他特別の事情がある場合

※前年の所得が基準額を超える場合や、家族に一定の所得がある場合は、減免の対象とはなりません。

■各納期限までに申請を

減免を受ける場合は、各納期限までに納税通知書や上記の❶～❺のいずれかの事由を証明する書類を持って税務課市民税係まで申請してください。

※納期限を過ぎたものや納付済みの場合は対象外となります。

離職理由コード	離職理由
11	解雇（離職理由コード50の重責解雇を除く）
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）

※離職理由コードは、「雇用保険受給資格者証」に基づくものです。

障がいのある人の軽自動車税（種別割）
減免申請は6月30日（木）まで

次の❶～❸のいずれかに該当する場合、申請により軽自動車税（種別割）の減免が受けられます。

❶障がいのある人が車を所有し、自分で運転する場合
❷障がいのある人が18歳未満、または障がいのある人が身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級を所持するなどの場合は、同一生計者が車を所有し、もっぱら障がいのある人のために運転する場合
❸身体障がい者などのみで構成される世帯が所有する車を、介護者が常時運転する場合

※車の所有者や障がいの種類・等級ごとに条件が異なります。詳しくはお問い合わせいただくか、QRコードからご確認ください。

■減免の手続き

6月30日（木）までに令和4年度の納税通知書と運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳などを持って税務課市民税係へ。

※年度途中の減免や自動車税（普通自動車）の減免と合わせて受けることはできません。

令和4年度の税の証明書はコンビニで取得可

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書がコンビニ等で取得できます。

※証明年度の1月1日時点と証明書発行時点で本市に住民登録がないと、証明書の発行ができません。

▶取得できる証明書
所得証明書、課税（非課税）証明書

※令和4年度の証明書はコンビニは6月2日（木）から、市役所市民税係窓口は6月1日（水）から取得可。

▶サービスの利用時間
午前6時30分～午後11時（土・日・祝日含む）

※6月1日（水）は、コンビニで税の証明書の取得不可。

▶交付手数料　1通300円

※利用可能な店舗や利用方法などは、お問い合わせいただくか、QRコードからご確認ください。

問税務課市民税係（☎983-1113、983-2164）

市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

口座振替の申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（市外の金融機関には同依頼書がない場合あり）や税務課へ提出してください。また、市税取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済アプリ（PayPay、LINE Pay）、市役所でも納付できます。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

▼納期限が過ぎた市税等は京都地方税機構へ移管

納期限までに納付がない場合は、督促状（督促手数料100円を加算）を送付し、京都府と、京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

▼納付が困難なときは

災害や病気・けが、失業などにより、納期限までに納付が困難な場合は、納税通知書が届いてから第1期納期限までに税務課収納係へご相談ください。

※内容により、京都地方税機構でご相談いただく場合があります。

問税務課収納係（☎983-2481）

令和4年度
国民健康保険料が決定

国民健康保険（国保）は、万一の病気やけがに備えて、お金（保険料）を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

表❶のとおり、令和4年度の国民健康保険料が決定しました。保険料は、加入者の医療給付費にあてる医療分と後期高齢者支援金に係る支援分、介護納付金に係る介護分（40歳～64歳の人）の合計となります。

■未就学児の均等割額の軽減（申請不要）

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和4年度から国民健康保険に加入している未就学児（令和4年度は平成28年4月2日以降に生まれたお子さん）の均等割額が、表❷のとおり5割減額されます。

すでに、法定軽減（7・5・2割軽減）が適用されている低所得者世帯についても、その適用後の均等割額をさらに5割減額します。

■保険料の納付通知書

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの10期割です。

口座振替の人は自動的に振替します。口座振替を希望される人は同封の口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、指定金融機関にお申し込みください。

❶令和4年度保険料率

区　分	医療分	支援分	介護分
所得割	7.12%	2.74%	2.89%
均等割	24,963円	9,502円	11,171円
世帯平等割	17,314円	6,149円	5,605円
賦課限度額	650,000円	200,000円	170,000円

❷令和4年度　未就学児均等割額の軽減例（未就学児1人あたり）

法定軽減	区　分	軽減前	軽減後
軽減なし	医療分	24,963円	12,481円
	支援分	9,502円	4,751円
2割軽減	医療分	19,970円	9,985円
	支援分	7,601円	3,800円
5割軽減	医療分	12,481円	6,240円
	支援分	4,751円	2,375円
7割軽減	医療分	7,488円	3,744円
	支援分	2,850円	1,425円

■保険料の算出例

4人家族（未就学児がいない世帯）で2人が介護保険2号被保険者（40歳～64歳）に該当する場合

世帯の所得	法定軽減	保険料
43万円	7割	56,760円
157万円	5割	239,970円
251万円	2割	416,600円
300万円		516,930円
400万円		644,430円

また、一定の要件により保険料が年金から天引き（特別徴収）となる場合は、6月に送付する納付通知書の表紙に「特別徴収用」と表示しています。

※10月から天引き対象となる人は、9月（4期）まで口座振替や納付書で納入してください。

■納付方法の変更

年金から天引きされる保険料は、届け出により口座振替に変更できます。ただし、天引き対象外の保険料は口座振替や金融機関、コンビニ、スマホ決済アプリで納入ください。詳しくは、納付書の裏面をご覧ください。

■擬制世帯主

世帯主には、国保の各種届け出や保険料を納める義務があります。世帯主が国保の加入者でない場合でも世帯に国保の加入者がいる場合は、これらの義務を負うことになります。

このような国保の加入者でない世帯主を「擬制世帯主」といいます。なお、擬制世帯主の所得は保険料計算には含まれません。

問国保医療課国保係（☎983・2962）
税務課収納係（☎983・2698）